

## 電気工事業を廃止したときの届出(みなし登録)

### 1 届出が必要な事業者

電気工事業を廃止する事業者は、鳥取県知事への届出が必要です。

なお、みなし登録では、事業を譲渡等により他者に引き渡す事業者（被承継者）も、廃止届が必要です。（承継届はできません。）

### 2 手続きに必要な書類

| 書類         | 部数 | 備考        |
|------------|----|-----------|
| 電気工事業廃止届出書 | 1  | ※押印は不要です。 |

### 3 手数料

無料

### 4 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理部消防防災課  
〒680-8570  
鳥取市東町一丁目271番地  
電話 0857-26-7063  
FAX 0857-26-8139  
電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

|        |       |
|--------|-------|
| ×整理番号  |       |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

# 電気工事業廃止届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

## 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日

許可（ ー ）第 号

## 2 事業を廃止した年月日

年 月 日

## 3 事業を廃止した理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。